

令和5年4月28日

株式会社CHICKEN GYM
代表取締役 山本康太 様

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 木村



(連絡先)

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

TEL(082)962-6181

FAX(082)962-6182

質 問 書

冠省

当法人の令和4年10月19日付「申入書」に対し、貴社より2022年11月17日付「申入書について（回答）」にてご回答を頂きありがとうございました。また、当法人の2023年2月22日付「ご連絡」に対し、貴社より、2023年3月2日付「書類送付のご案内」にて「入会時確認書」等をお送り頂きありがとうございました。

前述の「申入書について（回答）」の内容を踏まえて、「入会時確認書」を確認させて頂きましたところ、後記質問の理由のとおり「入会時確認書」18及び25（2）に関し不明確であると思われる点があるため、下記質問の趣旨に対する説明をお願いしたく本書面を差し上げます。

【質問の趣旨】

貴社の運営するパーソナルトレーニング契約を中途解約する場合、未消化分のトレーニングチケット代金は全額返金されるのか否か

これに関連して、「入会申込書」18と同25（2）の適用関係について

【質問の理由】

「入会確認書」において、18では、契約書記載の役務提供期間が過ぎた未消化分のトレーニングチケットは、自動的に消化され使用ができなくなり、返却することはできず、未消化分のトレーニング料金は、延長申請が許可された場合（19）を除いては、返金されない旨が定められております。また、25（2）では、解約における返金に関して、解約申込み時点で実施していない回数分の未消化チケット数

にチケット一枚分の単価を乗じた金額を返還対象額とすることが定められております。25（2）の解約の返金の際に18が適用されるのかについては、18及び25（2）の内容からは明らかではありません。

「入会時確認書」の内容からすれば、18は、パーソナルトレーニング契約が将来的に継続することを前提とした場合における規定であって、25（2）は、パーソナルトレーニング契約が将来的に継続しないことを前提とした解約における規定であることからすれば、解約における25（2）においては、18は適用されないと解釈することが妥当であると考えます。

そうであれば、25（2）においては、解約時点でトレーニングを実施していないトレーニングチケットは、18が適用されないことから、契約書記載の役務提供期間に関わらず未消化分のチケットとして扱われ、その全てが未消化分のトレーニングチケットとして返金の対象になると考えられます。

このように考えることが、消費者の利益の擁護を図るという消費者契約法1条の趣旨・目的に合致すると考えられますし、仮に、25（2）に18が適用されるとすれば、パーソナルトレーニングを1回も受けていない際に解約をする場合（25（1））と比較して、解約をしようとする消費者が著しく不利益を被るように思われます。

このような次第から、貴社の「入会時確認書」18及び25（2）の解釈及び運用（条項の見直しの予定がある場合は、その内容及び改訂時期）を貴社からご回答頂いた上で、「入会時確認書」のその他の内容を検討し、今後の申入れの継続や終了について検討をさせて頂きたく考えております。

つきましては、本質問書に対するご回答を、2023年5月30日を目処に、書面にてお送り頂くようお願い申し上げます。

以上